

改正案	現 行
<p><表紙></p> <p style="text-align: center;">ガス工作物定期自主検査要領</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月</p> <p style="text-align: center;">商務流通保安グループ</p>	<p><表紙></p> <p style="text-align: center;">ガス工作物定期自主検査要領</p> <p style="text-align: center;">平成26年4月</p> <p style="text-align: center;">商務流通保安グループ</p>
<p>1. はじめに</p> <p>平成11年のガス事業法（以下「法」という。）改正に伴い、これまでの国による定期検査が廃止され、ガス事業法施行規則（以下「施行規則」という。）<u>第48条第1項、第107条第1項（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第163条第1項</u>で定められたガス工作物について事業者による定期自主検査が行われることとなった。</p> <p>本要領は、<u>施行規則第48条第2項、第107条第2項（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第163条第2項</u>に規定する定期自主検査の十分な方法について、その解釈を具体的に示したものである。</p> <p>なお、同項に規定する定期自主検査の方法は、この解釈に限定されるものでなく、同項に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同項に適合するものと判断することとする。</p> <p><u>同様に、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（以下「技術省令」という。）第24条の2の規定により、同省令で定める技術基準を満たしているとみなされた液化ガス貯蔵設備等のうち定期自主検査の対象となるものについては、本要領によらず、これまで高圧ガス保安法の規定に基づき行われてきた検査方法で検査を行うことにより、同項に適合するものと判断することができる。</u></p> <p>2. 定期自主検査の位置付け</p> <p>ガス工作物（<u>施行規則別表第1に規定されているもの</u>）についてはガス工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的として、ガス事業者が、当該ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準（本章において、以下「技術基準」という。）に適合するように維持することが義務づけられている。（<u>法第21条、第61条（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第96条</u>）</p> <p>ガス事業者は、<u>法第32条、第68条（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第101条</u>で定めるところにより、ガス工作物の設置又は変更の工事であって、<u>施行規則第39条、第97条（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第153条</u>に規定する工事をしようとするときはその工事の計画を届け出るとともに、<u>法第33条、第69条（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第102条</u>で定めるところにより、<u>施行規則第43条、第101条（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第157条</u>に規定する工事については、使用前自主検査を行い、その結果について登録ガス工作物検査機関の行う検査を受け、<u>①その工事が法第32条第1項又は第2項、第68条第1項又は第2項（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第101条第1項又は第2項の規定による届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）、②技術基準に適合するものであることを確認する必要がある。</u></p> <p>一方、供用中のガス工作物においては、ガス事業者は自ら保安規程（<u>法第24条、第64条（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第97条</u>）にガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査について定め、これを遵守しなければならない。</p> <p>また、<u>法第34条、第71条（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第104条</u>で定めるところにより、高圧のガス等による損傷又は腐食等の経年変化を生ずるおそれのあるものであって<u>施行規則第48条第1項、第107条第1項（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第163条第1項</u>に規定するガス工作物については、<u>施行規則第48条第2項、第107条第2項（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第163条第2項</u>に規定する方法で、定期自主検査の時期を定める件（平成7年3月1日告示第105号）で定める時期ごとに、ガス事業者が定期自主検査を行い、技術基準に適合していることを確認する必要がある。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>平成11年のガス事業法（以下「法」という。）改正に伴い、これまでの国による定期検査が廃止され、ガス事業法施行規則（以下「施行規則」という。）<u>第56条第2項</u>で定められたガス工作物について事業者による定期自主検査が行われることとなった。</p> <p>本要領は、<u>施行規則第56条第1項</u>に規定する定期自主検査の十分な方法について、その解釈を具体的に示したものである。</p> <p>なお、同項に規定する定期自主検査の方法は、この解釈に限定されるものでなく、同項に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、同項に適合するものと判断することとする。</p> <p>2. 定期自主検査の位置付け</p> <p>ガス工作物（<u>施行規則別表第1に規定されているもの</u>）についてはガス工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的として、ガス事業者が、当該ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準（本章において、以下「技術基準」という。）に適合するように維持することが義務づけられている。（<u>法第28条</u>）</p> <p>ガス事業者は、<u>法第36条の2</u>で定めるところにより、ガス工作物の設置又は変更の工事であって、<u>施行規則第46条</u>に規定する工事をしようとするときはその工事の計画を届け出るとともに、<u>法第36条の2の2</u>で定めるところにより、<u>施行規則第50条</u>に規定する工事については、使用前自主検査を行い、その結果について登録ガス工作物検査機関の行う検査を受け、<u>①その工事が法第36条の2第1項又は第2項の規定による届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）、②技術基準に適合するものであることを確認する必要がある。</u></p> <p>一方、供用中のガス工作物においては、ガス事業者は自ら保安規程（<u>法第30条</u>）にガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査について定め、これを遵守しなければならない。</p> <p>また、<u>法第36条の2の4</u>で定めるところにより、高圧のガス等による損傷又は腐食等の経年変化を生ずるおそれのあるものであって<u>施行規則第56条第2項</u>に規定するガス工作物については、<u>施行規則第56条第1項</u>に規定する方法で、定期自主検査の時期を定める件（平成7年3月1日告示第105号）で定める時期ごとに、ガス事業者が定期自主検査を行い、技術基準に適合していることを確認する必要がある。</p>

3. 定期自主検査の対象となるガス工作物の種類とその時期

3.1 定期自主検査の対象となるガス工作物の種類

定期自主検査の対象となるガス工作物の種類は、施行規則第48条第1項、第107条第1項（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第163条第1項により、次に掲げるガス工作物（不活性のガス（空気を含む。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるものを除く。）であって、最高使用圧力が高圧のものと定められている。

①ガス発生設備

- ・液化石油ガスを気化してガスを発生させる設備にあつては、気化したガスの出口部分の最高使用圧力が高圧以外のものを除く。
- ・移動式ガス発生設備を除く。

②～⑨（略）

3.2 定期自主検査における設備の区分及び範囲

定期自主検査における設備の区分及びその範囲については、製造設備、導管等の供給設備に大別し、それぞれ次のように区分する。

(1) 製造設備

a. 設備の区分

製造設備の構成要素としては、施行規則別表第1において、ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー、附帯設備等に区分されているが、定期自主検査を行う場合の設備の区分は、6.1.3設備別検査に示す設備区分に従うものとする。

ただし、本要領において、中間熱媒体を使用したシェルアンドチューブ式ガス発生設備のように、ガス発生器本体、熱交換器及びその他の設備が一体になって組み立てられ、かつ、運転制御されているような場合には、ガス発生器、熱交換器等に区分して取り扱わずに、これらを一括して「ガス発生設備」として取り扱うものとする。

なお、簡易なガス発生設備（ガス事業法施行令第1条に規定する特定ガス発生設備。以下「特定ガス発生設備」という。）については、製造設備として取り扱うものとする。

また、熱量調整装置に属する容器及び付臭剤を収納する容器については、使用目的で区分するより、構造的な特徴で区分する方が適切であることからこれらを一括して設備区分上「容器」として扱うこととする。

b. 検査範囲

各設備の検査範囲については、6.1.3設備別検査(1)機器構成において概念図により例示することとした。

(2) 供給設備

a. 設備の区分

定期自主検査の対象となる高圧の供給設備としては、施行規則第48条第1項、第107条第1項（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第163条第1項で定める導管、整圧器及びガスホルダーに区分される。

このうち、導管及び整圧器は、それらの構造、機能及び維持管理方法等が異なることから、本要領において区分することとし、導管と整圧器に分けて取り扱うこととする。

なお、ガスホルダーについては、製造設備に示すガスホルダーに準じて扱うこととする。

b. 検査範囲

導管の検査範囲は、最高使用圧力が高圧のものとする。

整圧器の検査範囲は、最高使用圧力が高圧のものであって、整圧器本体とする。

3.3 定期自主検査の時期

定期自主検査の時期は、定期自主検査の時期を定める件で定めるところにより、ガス工作物の種類ごとに、それぞれ以下の表に掲げる月数を超えない時期とする。

なお、平成29年4月1日から新たに検査対象となった特定ガス発生設備については、平成29年4月1日、技術省令第24条の2の規定により、同省令で定める技術基準を満たしているとみなされた液化ガス貯蔵設備等については、法

3. 定期自主検査の対象となるガス工作物の種類とその時期

3.1 定期自主検査の対象となるガス工作物の種類

定期自主検査の対象となるガス工作物の種類は、施行規則第56条第2項により、次に掲げるガス工作物（不活性のガス（空気を含む。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるものを除く。）であつて、最高使用圧力が高圧のものと定められている。

①ガス発生設備

- ・液化石油ガスを気化してガスを発生させる設備にあつては、気化したガスの出口部分の最高使用圧力が高圧以外のものを除く。
- ・移動式ガス発生設備、特定ガス発生設備を除く。

②～⑨（略）

3.2 定期自主検査における設備の区分及び範囲

定期自主検査における設備の区分及びその範囲については、製造設備、導管等の供給設備に大別し、それぞれ次のように区分する。

(1) 製造設備

a. 設備の区分

製造設備の構成要素としては、施行規則別表第1において、ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー、附帯設備等に区分されているが、定期自主検査を行う場合の設備の区分は、6.1.3設備別検査に示す設備区分に従うものとする。

ただし、本要領において、中間熱媒体を使用したシェルアンドチューブ式ガス発生設備のように、ガス発生器本体、熱交換器及びその他の設備が一体になって組み立てられ、かつ、運転制御されているような場合には、ガス発生器、熱交換器等に区分して取り扱わずに、これらを一括して「ガス発生設備」として取り扱うものとする。

また、熱量調整装置に属する容器及び付臭剤を収納する容器については、使用目的で区分するより、構造的な特徴で区分する方が適切であることからこれらを一括して設備区分上「容器」として扱うこととする。

b. 検査範囲

各設備の検査範囲については、6.1.3設備別検査(1)機器構成において概念図により例示することとした。

(2) 供給設備

a. 設備の区分

定期自主検査の対象となる高圧の供給設備としては、施行規則第56条第2項で定める導管、整圧器及びガスホルダーに区分される。

このうち、導管及び整圧器は、それらの構造、機能及び維持管理方法等が異なることから、本要領において区分することとし、導管と整圧器に分けて取り扱うこととする。

なお、ガスホルダーについては、製造設備に示すガスホルダーに準じて扱うこととする。

b. 検査範囲

導管の検査範囲は、最高使用圧力が高圧のものとする。

整圧器の検査範囲は、最高使用圧力が高圧のものであって、整圧器本体とする。

3.3 定期自主検査の時期

定期自主検査の時期は、定期自主検査の時期を定める件で定めるところにより、ガス工作物の種類ごとに、それぞれ以下の表に掲げる月数を超えない時期とする。

第86条第1項の規定による届出があった日を起算日として以下の表に掲げる月数を超えない時期とする。

ガス工作物の種類	運転時間	前回の定期自主検査日 ^(注1) からの月数
(1)～(6) (略)	(略)	(略)
(7) 特定ガス発生設備 ^(注2)	—	25月
(8) 上記に掲げるガス工作物以外のもの	—	13月

(注1) (略)

(注2) 高压ガス保安法第41条に規定する容器を除く。以下同様。

法第32条第1項、第68条第1項（法第84条第1項において準用する場合を含む。）及び第101条第1項の規定による変更の工事（改造等）を行ったガス工作物の定期自主検査の時期は、変更工事の時期に拘わらず、前回の定期自主検査日から起算した時期とする。

ここで、年間運転時間2,000時間以内のガス工作物の定期自主検査の時期については以下のとおりとする。

(1)～(3) (略)

3.4 定期自主検査時期の変更

3.4.1 定期自主検査時期の変更承認の基準

施行規則第210条に基づく定期自主検査の時期の変更のうち、延期する場合の変更承認の基準は次によるものとする。ただし、原則として初回の定期自主検査を行う場合は、適用しない。

(1)～(4) (略)

3.4.2 定期自主検査時期の変更承認申請

定期自主検査の時期を延期する場合、施行規則第49条、第108条（施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。）及び第164条で定めるそれぞれの定期自主検査の時期の概ね2ヶ月前に、施行規則第210条で定めるところにより変更承認申請を受け、施行規則第211条第2項に規定する検査時期変更承認申請書を経済産業大臣に提出するものとする。その申請書には、3.4.1(1)、(2)、(3)又は(4)の条件を満たすことを示す資料を添付する。

4. 定期自主検査の基本的考え方

4.1 製造設備

4.1.1 (略)

4.1.2 定期自主検査の方法

(1) 個別機器 (略)

	機器	開放周期	備考
(1)、(2)	(略)	(略)	(略)
(3)	球形ガスホルダー	<u>（一社）日本ガス協会「球形ガスホルダー指針」による。</u>	
(4)	特定ガス発生設備	<u>（一社）日本コミュニティーガス協会「特定製造所設備指針」による。</u>	

(注) (略)

(略)

4.2 (略)

ガス工作物の種類	運転時間	前回の定期自主検査日 ^(注1) からの月数
(1)～(6) (略)	(略)	(略)
(7) 上記に掲げるガス工作物以外のもの	—	13月

(注1) (略)

法第36条の2第1項の規定による変更の工事（改造等）を行ったガス工作物の定期自主検査の時期は、変更工事の時期に拘わらず、前回の定期自主検査日から起算した時期とする。

ここで、年間運転時間2,000時間以内のガス工作物の定期自主検査の時期については以下のとおりとする。

(1)～(3) (略)

3.4 定期自主検査時期の変更

3.4.1 定期自主検査時期の変更承認の基準

施行規則第113条の2に基づく定期自主検査の時期の変更のうち、延期する場合の変更承認の基準は次によるものとする。ただし、原則として初回の定期自主検査を行う場合は、適用しない。

(1)～(4) (略)

3.4.2 定期自主検査時期の変更承認申請

定期自主検査の時期を延期する場合、施行規則第57条で定めるそれぞれの定期自主検査の時期の概ね2ヶ月前に、施行規則第113条の2で定めるところにより変更承認申請を受け、第113条の3第2項に規定する検査時期変更承認申請書を経済産業大臣に提出するものとする。その申請書には、3.4.1(1)、(2)、(3)又は(4)の条件を満たすことを示す資料を添付する。

4. 定期自主検査の基本的考え方

4.1 製造設備

4.1.1 (略)

4.1.2 定期自主検査の方法

(1) 個別機器 (略)

	機器	開放周期	備考
(1)、(2)	(略)	(略)	(略)
(3)	球形ガスホルダー	日本ガス協会「球形ガスホルダー指針」による。	

(注) (略)

(略)

4.2 (略)

5. 定期自主検査の手順

5.1 (略)

5.2 定期自主検査記録の保存

定期自主検査の結果の記録(様式-1、様式-製1、様式-供1~供2)は、施行規則第50条第2項、第109条第2項(施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。)及び第165条第2項に従い、定期自主検査日から5年間保存する。

なお、定期自主検査の結果の記録は、施行規則第51条、第110条(施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。)及び第166条に従い、電磁的方法により作成し、保存することができる。

6. 検査要領・検査記録

6.1 製造設備

6.1.1 (略)

6.1.2 検査記録

ガス事業者は、定期自主検査の結果の記録として、施行規則第50条、第109条(施行規則第131条第1項において準用する場合を含む。)及び第165条に従い、次に掲げる事項を記載した「定期自主検査実施結果(様式-1)」及び、その内訳について記載した「定期自主検査記録書(様式-製1)」を作成し、保存しなければならない。

①~⑥ (略)

定期自主検査記録書の記載に際しては、以下の事項に留意すること。

(1)~(3) (略)

番号	検査対象	省令	解釈例	検査項目
1~7	(略)	(略)	(略)	(略)
8	安全弁	第17条 第35条第1項	第72条	外観、作動(作動圧力の確認)
9~14	(略)	(略)	(略)	(略)
15	遮断装置	第26条 第36条	第80条 第93条	外観
16~24	(略)	(略)	(略)	(略)
25	貯槽の防食措置	第39条	第97条	端子盤内の端子と接続線の外観、防食電位の測定
26	構成等	第41条	第98条	液面計の外観、精度(計測精度の確認又は校正) 自動切替装置の外観
27	操作用電源停止時の措置	第42条	第99条	外観、作動(自家発電設備を用いた試運転等による作動の確認)
28	附属設備等	第43条	第100条	転倒防止の鎖掛け、容器立ての外観、屋根若しくは遮へい板又は散水設備の外観

(注) (略)

6.1.3 設備別検査

目次

設備区分	No.	設備名称	頁
(略)			

5. 定期自主検査の手順

5.1 (略)

5.2 定期自主検査記録の保存

定期自主検査の結果の記録(様式-1、様式-製1、様式-供1~供2)は、施行規則第57条の2第2項に従い、定期自主検査日から5年間保存する。

なお、定期自主検査の結果の記録は、施行規則第57条の3に従い、電磁的方法により作成し、保存することができる。

6. 検査要領・検査記録

6.1 製造設備

6.1.1 (略)

6.1.2 検査記録

ガス事業者は、定期自主検査の結果の記録として、施行規則第57条の2に従い、次に掲げる事項を記載した「定期自主検査実施結果(様式-1)」及び、その内訳について記載した「定期自主検査記録書(様式-製1)」を作成し、保存しなければならない。

①~⑥ (略)

定期自主検査記録書の記載に際しては、以下の事項に留意すること。

(1)~(3) (略)

番号	検査対象	省令	解釈例	検査項目
1~7	(略)	(略)	(略)	(略)
8	安全弁	第17条	第72条	外観、作動(作動圧力の確認)
9~14	(略)	(略)	(略)	(略)
15	遮断装置	第26条	第80条	外観
16~24	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) (略)

6.1.3 設備別検査

目次

設備区分	No.	設備名称	頁
(略)			

冷凍設備	17	冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く）	
特定ガス発生設備	18	容器（高圧ガス保安法第41条に規定する容器を除く）	
	19	集合装置	
	20	気化装置	

設備区分 冷凍設備 設備名称 17. 冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く）

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

(表略)

(注5) 目視検査、板厚測定、探傷検査及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

(注6)、(注7) (略)

設備区分 特定ガス発生設備 設備名称 18. 容器（高圧ガス保安法第41条に規定する容器を除く）

(1) 機器構成

表1 個別機器

構成要素	容器		
機器名称	本体耐圧部	支持構造部 〔サドル 支柱 つり金具〕	

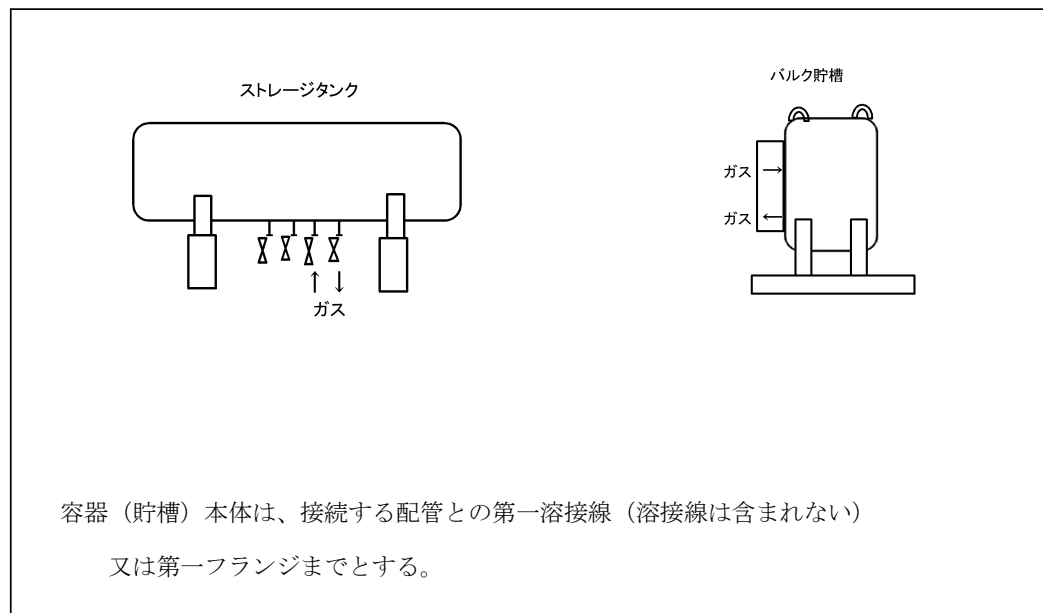


図1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省令	解釈例	適用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△(注1)

冷凍設備	17	冷凍設備（小型、ユニット型、冷媒ガスが不活性を除く）	
------	----	----------------------------	--

設備区分 冷凍設備 設備名称 17. 冷凍設備（小型、ユニット型、冷媒ガスが不活性を除く）

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

(表略)

(注5) 目視検査、板厚測定、探傷検査、及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

(注6)、(注7) (略)

(新設)

3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	△(注2)
7. 構造(基礎)	第15条第4項	—	○
8. 安全弁	第35条第1項	—	○
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
13. 保安電力等	第21条	第76条	△(注3)
15. 遮断装置	第36条	第93条第2項	○
23. 表示	第34条	—	○
24. 耐熱措置	第37条	第94条	△(注4)
25. 貯槽の防食措置	第39条	第97条第1項	○
26. 構成等	第41条	第98条	○
28. 附属設備等	第43条	第100条	○

(注1) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。
(注2) 液化ガス(静電気によりガスに引火するおそれがないものを除く。)を通ずるものに限る。
(注3) 緊急遮断装置の電磁弁、水噴霧装置、散水設備又は水消火栓を設置しているものに限る。
(注4) 冷却装置を設置するものは、バルク貯槽にあっては、貯蔵能力3トン以上のものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機器名称	検査項目(注5)
容器	本体耐圧部(注6)	目視、板厚、探傷、漏えい
	支持構造部	目視

(注5) 目視検査、板厚測定、探傷検査及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。
(注6) 4.1.2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行う設備。

b. 共通機器

機器構成の表2に示した検査事項が省令に合致していることを6.1.1(2)b.の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

設備区分 特定ガス発生設備 設備名称 19. 集合装置

(1) 機器構成

表1 個別機器

構成要素	集合装置				
機器名称	集合装置本体 連結管 集合管 バルブ ストレーナ 配管				

(新設)

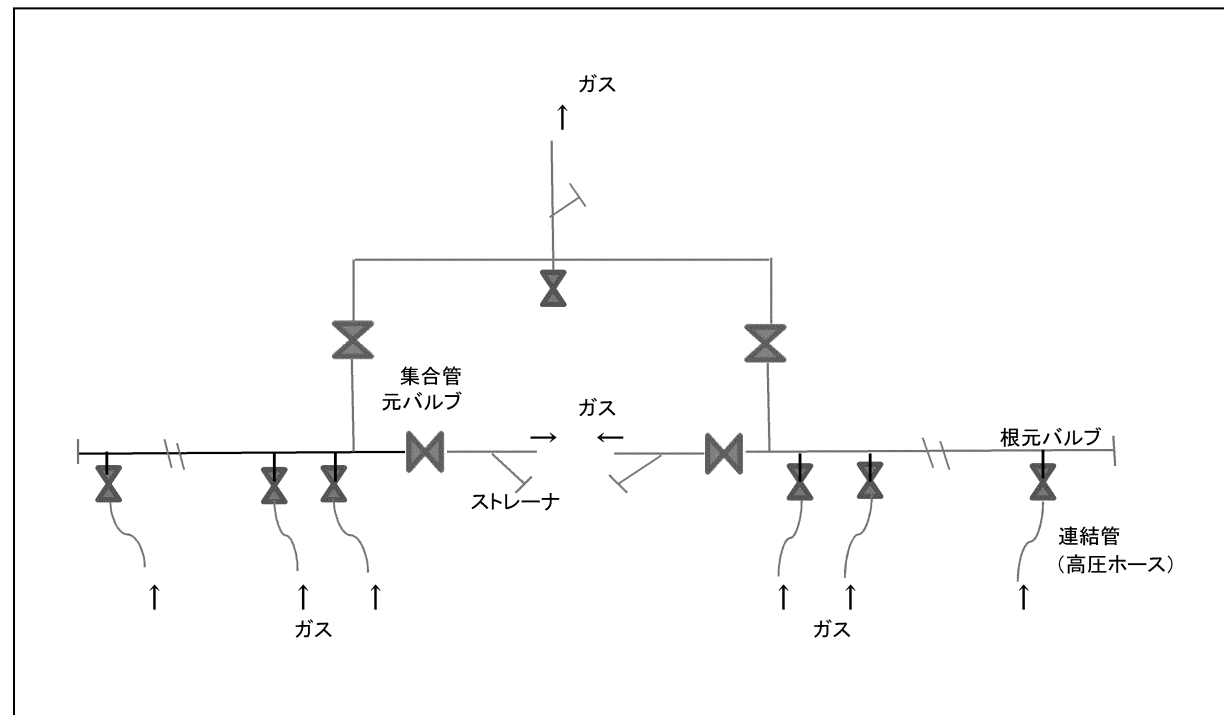


図1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省令	解釈例	適用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△(注1)
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	△(注2)
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
15. 遮断装置	第36条	第93条第2項	○
26. 構成等	第41条	第98条	○
28. 附属設備等	第43条	第100条	○

(注1) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。

(注2) 液化ガス(静電気によりガスに引火するおそれがないものを除く。)を通ずるものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機器名称	検査項目(注3)
集合装置	集合装置本体	目視、漏えい

(注3) 目視検査及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

b. 共通機器

機器構成の表2に示した検査事項が省令に合致していることを6.1.1(2)b.の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。

検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

(1) 機器構成

表1 個別機器

構成要素	気化装置				
機器名称	気化装置本体 空温式 又は 空温式以外				

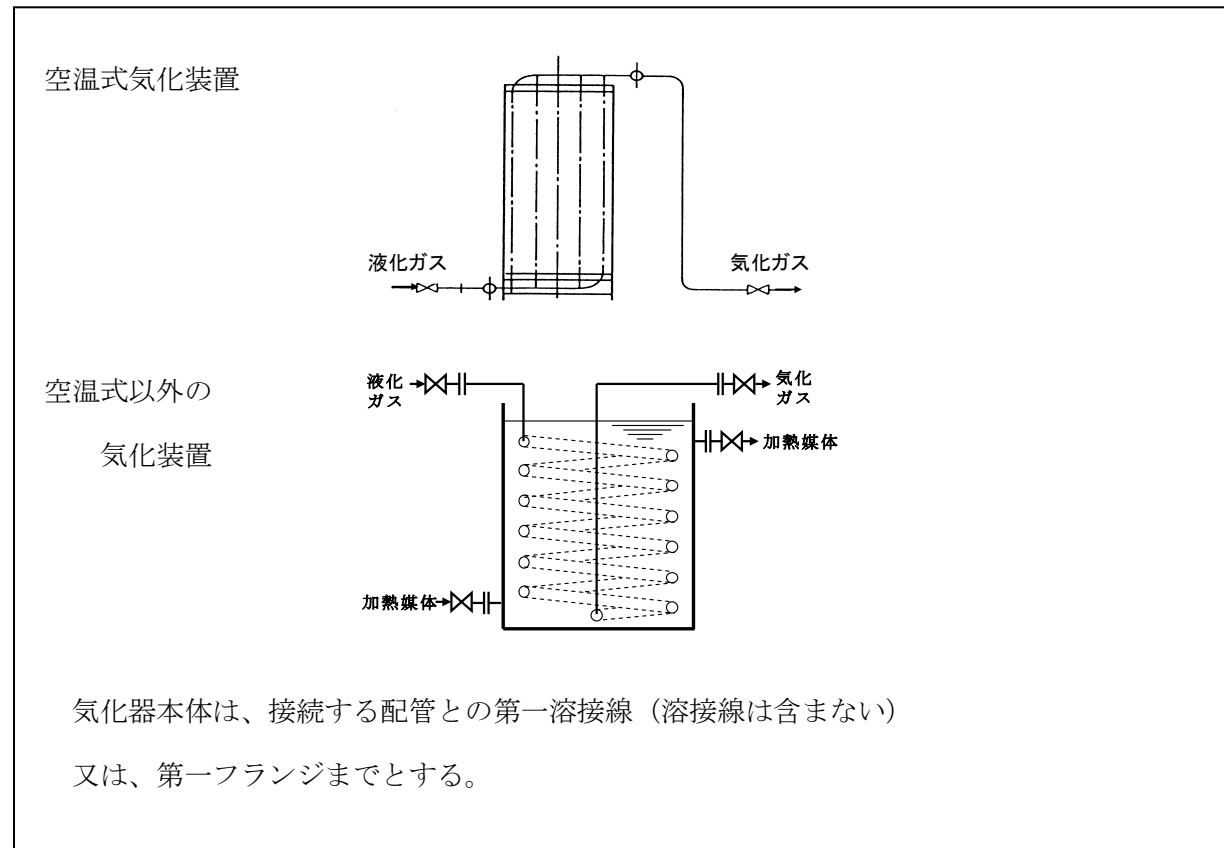


図1 設備の概念図

表2 共通機器検査項目

検査対象	省令	解釈例	適用
1. 防消火設備	第8条	第5条	○
2. ガスの滞留防止	第9条	第6条	△(注1)
3. 電気設備の防爆構造	第10条	第7条	○
4. 火気設備との距離	第11条	第8条	○
5. 静電気除去	第12条	第9条	△(注2)
7. 構造(基礎)	第15条第4項	—	○
9. 計測装置等	第18条第1項	第73条	○
11. 誤操作防止	第20条第1項	第75条	○
19. 凍結防止措置	第31条第2項	第86条	△(注3)
20. 流出防止措置	第31条第3項	第87条	○
26. 構成等	第41条	第98条	○

(新設)

27. 操作用電源停止時の措置	第42条	第99条	△(注4)
-----------------	------	------	-------

- (注1) ガス工作物を室に設置する場合、又はガスの滞留のおそれのある場合に限る。
- (注2) 液化ガス（静電気によりガスに引火するおそれがないものを除く。）を通ずるものに限る。
- (注3) 温水で加熱する構造のものであって、加熱部の温水が凍結するおそれのあるものに限る。
- (注4) 気化装置を電源によって操作するものに限る。

(2) 定期自主検査の方法

a. 個別機器

構成要素	機 器 名 称	検査項目(注5)
気化装置	気化装置本体(空温式)	目視、探傷
	気化装置本体(空温式以外)(注6)	目視、板厚、探傷、漏えい

- (注5) 目視検査、板厚測定、探傷検査及び漏えい検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。
- (注6) 空温式以外の気化装置の場合、4.1.2 定期自主検査の方法に従い開放して検査を行う設備。

b. 共通機器

機器構成の表2に示した検査事項が省令に合致していることを6.1.1(2)b.の表「共通機器検査対象及び検査項目」に従い確認する。
検査項目に示す検査の方法は、4.1.2 定期自主検査の方法に従う。

6.2 供給設備

6.2.1 導管

表1に従い検査を行い、「定期自主検査記録(様式-供1)」を作成する。
 ただし、埋設部については技省令第51条により、1年に1回以上漏えい検査を行うことになっているため、前回と今回の定期自主検査の間に「定期自主検査のために行った漏えい検査」以外の漏えい検査(技省令第51条に基づくもの)がある場合は、検査台帳等によりその実施の有無及び所定の期間内に検査を行っていることを確認し、「特記事項及び処置」欄にその内容を記録する。

6.2.2 (略)
(表略)

7. 様式集

- 7.1 (略)
- 7.2 製造設備
- 7.2.1 (略)
- 7.2.2 記載例

- ・○-1 定期自主検査実施結果 記載例
- ・○-2 定期自主検査記録書 記載例
- 1. ~ 5. (略)
- 6. 特定ガス発生設備(容器)
- 7. 特定ガス発生設備(集合装置)
- 8. 特定ガス発生設備(気化装置)〈空温式〉
- 9. 特定ガス発生設備(気化装置)〈空温式以外〉

6.2 供給設備

6.2.1 導管

表1に従い検査を行い、「定期自主検査記録(様式-供1)」を作成する。
 ただし、埋設部については技省令第51条により、14月に1回以上漏えい検査を行うことになっているため、前回と今回の定期自主検査の間に「定期自主検査のために行った漏えい検査」以外の漏えい検査(技省令第51条に基づくもの)がある場合は、検査台帳等によりその実施の有無及び所定の期間内に検査を行っていることを確認し、「特記事項及び処置」欄にその内容を記録する。

6.2.2 (略)
(表略)

7. 様式集

- 7.1 (略)
- 7.2 製造設備
- 7.2.1 (略)
- 7.2.2 記載例

- ・○-1 定期自主検査実施結果 記載例
- ・○-2 定期自主検査記録書 記載例
- 1. ~ 5. (略)

(様式-1) 記載例1-1 【オープンラック式ガス発生設備】

定期自主検査実施結果

(略)	(略)
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」(経済産業省 商務流通保安グループ編)に従って実施
(略)	(略)

記載例1-2 【オープンラック式ガス発生設備】

(様式-製1)

定期自主検査記録書 (開放/非開放)

(略)			
構成要素	機器名称	検査項目	検査結果及び特記事項*1
個別機器	ガス発生設備	(略)	(略)
(略)			
運転経過に関する記事	前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 <u>有</u> ・ 無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。		

*1 (略)
備考 (略)

(様式-1) 記載例2-1 【外熱式ガス発生設備】

定期自主検査実施結果

(略)	(略)
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」(経済産業省 商務流通保安グループ編)に従って実施
(略)	(略)

記載例2-2 【外熱式ガス発生設備】

(様式-製1)

定期自主検査記録書 (開放/非開放)

(略)	
運転経過に関する記事	前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 <u>有</u> ・ 無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。

*1 (略)
備考 (略)

(様式-1) 記載例1-1 【オープンラック式ガス発生設備】

定期自主検査実施結果

(略)	(略)
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」(平成26年4月 経済産業省 商務流通保安グループ編)に従って実施
(略)	(略)

記載例1-2 【オープンラック式ガス発生設備】

(様式-製1)

定期自主検査記録書 (開放/非開放)

(略)			
構成要素	機器名称	検査項目	検査結果及び特記事項*1
個別機器	ガス発生	(略)	(略)
(略)			
運転経過に関する記事	前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 <u>有</u> ・ 無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。		

*1 (略)
備考 (略)

(様式-1) 記載例2-1 【外熱式ガス発生設備】

定期自主検査実施結果

(略)	(略)
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」(平成26年4月 経済産業省 商務流通保安グループ編)に従って実施
(略)	(略)

記載例2-2 【外熱式ガス発生設備】

(様式-製1)

定期自主検査記録書 (開放/非開放)

(略)	
運転経過に関する記事	前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 <u>有</u> ・ 無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。

*1 (略)
備考 (略)

(様式-1) 記載例3-1 【球形ガスホルダー】

定期自主検査実施結果

(略)	(略)
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」(経済産業省 商務流通保安グループ編)に従って実施
(略)	(略)

記載例3-2 【球形ガスホルダー】

(様式-製1)

定期自主検査記録書 (開放/非開放)

(略)	
運転経過に関する記事	前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。

*1 (略)

備考 (略)

(様式-1) 記載例4-1 【シェルアンドチューブ式熱交換器】

定期自主検査実施結果

(略)	(略)
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」(経済産業省 商務流通保安グループ編)に従って実施
(略)	(略)

記載例4-2 【シェルアンドチューブ式熱交換器】

(様式-製1)

定期自主検査記録書 (開放/非開放)

(略)				
	構成要素	機器名称	検査項目	検査結果及び特記事項*1
個別機器	熱交換器	ガス/ガス熱交換器	(略)	(略)
(略)				
運転経過に関する記事	前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。			

*1 (略)

備考 (略)

(様式-1) 記載例3-1 【球形ガスホルダー】

定期自主検査実施結果

(略)	(略)
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」(平成26年4月 経済産業省 商務流通保安グループ編)に従って実施
(略)	(略)

記載例3-2 【球形ガスホルダー】

(様式-製1)

定期自主検査記録書 (開放/非開放)

(略)	
運転経過に関する記事	前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止の <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。

*1 (略)

備考 (略)

(様式-1) 記載例4-1 【シェルアンドチューブ式熱交換器】

定期自主検査実施結果

(略)	(略)
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」(平成26年4月 経済産業省 商務流通保安グループ編)に従って実施
(略)	(略)

記載例4-2 【シェルアンドチューブ式熱交換器】

(様式-製1)

定期自主検査記録書 (開放/非開放)

(略)				
	構成要素	機器名称	検査項目	検査結果及び特記事項*1
個別機器	熱交換器	ガス/ガス熱交換	(略)	(略)
(略)				
運転経過に関する記事	前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止の <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。			

*1 (略)

備考 (略)

(様式-1) 記載例 5-1 【冷凍設備】

定期自主検査実施結果

(略)	(略)
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」(経済産業省 商務流通保安グループ編)に従って実施
(略)	(略)

記載例 5-2 【冷凍設備】

(様式-製1)

定期自主検査記録書 (開放/非開放)

(略)	
運転経過に関する記事	前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。

*1 (略)
備考 (略)

(様式-1) 記載例 6-1 【特定ガス発生設備 (容器)】

定期自主検査実施結果

ガス事業者名	〇〇ガス (株)
事業所名	〇〇団地特定製造所
定期自主検査日 (検査年月日)	平成30年5月26日
検査の対象	ストレージタンク
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」(経済産業省 商務流通保安グループ編)に従って実施
検査の結果	記録のとおりであり、保安上、支障となるような異常は認められない。
検査を実施した者の氏名	ガス主任技術者 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

ガス主任技術者の 指摘・改善指示の内容			
措置の内容			
措置完了確認日	ガス主任技術者 氏名	○ ○ ○ ○	印

記載例 6-2 【特定ガス発生設備 (容器)】

(様式-製1)

定期自主検査記録書 (開放/非開放)

ガス事業者名	〇〇ガス (株)	定期自主検査日(今回)	平成 30年 5月 26日
事業所名	〇〇団地特定製造所	定期自主検査日(前回)	平成 年 月 日
ガス工作物の名称	ストレージタンク	運転時間	(設置後) h
能力	15トン		(前回定期自主検査日以後) h

(様式-1) 記載例 5-1 【冷凍設備】

定期自主検査実施結果

(略)	(略)
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」(平成26年4月 経済産業省 商務流通保安グループ編)に従って実施
(略)	(略)

記載例 5-2 【冷凍設備】

(様式-製1)

定期自主検査記録書 (開放/非開放)

(略)	
運転経過に関する記事	前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。

*1 (略)
備考 (略)

(新設)

(新設)

最高使用圧力	1.8MPa		使用前検査合格日	平成 5年 3月 4日
対象期間		運転時間	故障による運転停止回数	記 事
1年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
2年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
3年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
累積	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
構成要素	機器名称	検査項目	検査結果及び特記事項 ^{*1}	
個 別 機 器	貯槽	本体耐圧部	〈目視〉〈板厚〉〈探傷〉〈漏えい〉	内部開放実施。異常を認めず。(●○(株)、○○○○)
		支持構造部 (サドル)	〈目視〉	異常を認めず。
検査対象		検査項目	検査結果及び特記事項 ^{*1}	
共 通 機 器	防火設備	〈外観〉	異常を認めず。	
	ガスの滞留防止	〈外観〉	異常を認めず。	
	電気設備の防爆構造	〈外観〉	異常を認めず。	
	火気設備との距離	〈距離〉	異常を認めず。	
	静電気除去	〈外観〉〈測定〉	異常を認めず。(●○(株)、○○○○)	
	構造(基礎)	〈外観〉〈測定〉	異常を認めず。(●○(株)、○○○○)	
	安全弁	〈外観〉〈作動〉	異常を認めず。(●○(株)、○○○○)	
	計測装置等	〈外観〉〈精度〉	異常を認めず。(●○(株)、○○○○)	
	誤操作防止	〈外観〉	異常を認めず。	
	保安電力等	〈外観〉〈機能〉	異常を認めず。(●○(株)、○○○○)	
	遮断装置	〈外観〉	異常を認めず。	
	表示	〈外観〉	異常を認めず。	
	耐熱措置	〈外観〉	異常を認めず。	
	貯槽の防食措置	〈外観〉〈測定〉	異常を認めず。(●○(株)、○○○○)	
構成等	〈外観〉〈精度〉	異常を認めず。液面計 (●○(株)、○○○○)		
附属設備等	〈外観〉	異常を認めず。		
運転経過に関する記事	前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 有・無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。			

*1: 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名を記入する。

〈 〉:完了 ———:今回実施せず

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4又はA3とすること。

上記のとおり、定期自主検査結果を確認した。

平成 ○年 ○月 ○日
ガス主任技術者 ○○○○

印

(様式-1) 記載例7-1 【特定ガス発生設備(集合装置)】

定期自主検査実施結果

ガス事業者名	○○ガス(株)
事業所名	○○団地特定製造所
定期自主検査日 (検査年月日)	平成30年5月26日
検査の対象	集合装置
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」(経済産業省 商務流通保安グループ編)に従って実施

(新設)

検査の結果	記録のとおりであり、保安上、支障となるような異常は認められない。
検査を実施した者の氏名	ガス主任技術者 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

ガス主任技術者の 指摘・改善指示の内容		
措置の内容		
措置完了確認日	ガス主任技術者 氏名	印

記載例7-2 【特定ガス発生設備（集合装置）】

(様式-製1)

定期自主検査記録書（開放/非開放）

ガス事業者名	〇〇ガス(株)	定期自主検査日(今回)	平成 30年 5月 26日	
事業所名	〇〇団地特定製造所	定期自主検査日(前回)	平成 年 月 日	
ガス工作物の名称	集合装置	運転時間	(設置後) h	
能力	50kg容器24本2系列		(前回定期自主検査日以後) h	
最高使用圧力	1.8MPa	使用前検査合格日	平成 5年 3月 4日	
対象期間		運転時間	故障による運転停止回数	
1年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日		記事	
2年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
3年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
累積	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
構成要素	機器名称	検査項目	検査結果及び特記事項 ^{※1}	
個別機器	集合装置	集合装置本体	〈目視〉〈漏えい〉	異常を認めず。
		(連結管、集合管、バルブ、ストレーナ、配管)		
共通機器	検査対象		検査項目	検査結果及び特記事項 ^{※1}
	防消火設備	〈外観〉		異常を認めず。
	ガスの滞留防止	〈外観〉		異常を認めず。
	電気設備の防爆構造	〈外観〉		異常を認めず。
	火気設備との距離	〈外観〉		異常を認めず。
	静電気除去	〈外観〉 測定		異常を認めず。
	計測装置等	〈外観〉 〈精度〉		異常を認めず。(圧力計、温度計)
	誤操作防止	〈外観〉		異常を認めず。
	遮断装置	〈外観〉		異常を認めず。
	構成等	〈作動〉		異常を認めず。(自動切替装置)
附属設備等	〈外観〉		異常を認めず。	

(新設)

運転経過に関する記事 前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 有 ・ 無
 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。

*1: 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名を記入する。

〈 〉:完了 ———:今回実施せず

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4又はA3とすること。
 上記のとおり、定期自主検査結果を確認した。

平成 ○年 ○月 ○日
 ガス主任技術者 ○○○○ 印

(様式-1) 記載例8-1 【特定ガス発生設備(気化装置<空温式>】

(新設)

定期自主検査実施結果

ガス事業者名	〇〇ガス(株)
事業所名	〇〇団地特定製造所
定期自主検査日 (検査年月日)	平成30年5月26日
検査の対象	気化装置(空温式)
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」(経済産業省 商務流通保安グループ編)に従って実施
検査の結果	記録のとおりであり、保安上、支障となるような異常は認められない。
検査を実施した者の氏名	ガス主任技術者 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

ガス主任技術者の 指摘・改善指示の内容			
措置の内容			
措置完了確認日		ガス主任技術者 氏名 ○ ○ ○ ○ 印	

記載例8-2 【特定ガス発生設備(気化装置)<空温式>】

(新設)

(様式-製1)

定期自主検査記録書(開放/非開放)

ガス事業者名	〇〇ガス(株)		定期自主検査日(今回)	平成 30年 5月 26日
事業所名	〇〇団地特定製造所		定期自主検査日(前回)	平成 年 月 日
ガス工作物の名称	気化装置(空温式)	運転時間	(設置後)	h
能力	100kg/h		(前回定期自主検査日以後)	h
最高使用圧力	1.8MPa	使用前検査合格日	平成 5年 3月 4日	
対象期間		運転時間	故障による運転停止回数	記事
1年目	平成 年 月 日~平成 年 月 日			
2年目	平成 年 月 日~平成 年 月 日			
3年目	平成 年 月 日~平成 年 月 日			
累積	平成 年 月 日~平成 年 月 日			
個 別 機 器	構成要素	機器名称	検査項目	検査結果及び特記事項 ^{*1}
		気化装置	気化器本体 <目視><探傷>	異常を認めず。(●○(株)、○○○○)

検査対象	検査項目	検査結果及び特記事項 ^{*1}
共通機器	防火設備	〈外観〉 異常を認めず。
	ガスの滞留防止	〈外観〉 異常を認めず。
	電気設備の防爆構造	〈外観〉 異常を認めず。
	火気設備との距離	〈距離〉 異常を認めず。
	静電気除去	〈外観〉〈測定〉 異常を認めず。(●○(株)、○○○○)
	構造(基礎)	〈外観〉〈測定〉 異常を認めず。(●○(株)、○○○○)
	計測装置等	〈外観〉〈精度〉 異常を認めず。(●○(株)、○○○○)
	誤操作防止	〈外観〉 異常を認めず。
	流出防止措置	〈外観〉〈作動〉 異常を認めず。(●○(株)、○○○○)
	構成等	〈外観〉精度 異常を認めず。液面計
運転経過に関する記事	前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 有 ・ 無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。	

*1: 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名を記入する。

〈 〉:完了 ———:今回実施せず

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4又はA3とすること。

上記のとおり、定期自主検査結果を確認した。

平成 ○年 ○月 ○日
 ガス主任技術者 ○○○○ 印

(様式-1) 記載例9-1 【特定ガス発生設備(気化装置<空温式以外>】

(新設)

定期自主検査実施結果

ガス事業者名	○○ガス(株)
事業所名	○○団地特定製造所
定期自主検査日 (検査年月日)	平成30年5月26日
検査の対象	気化装置(空温式以外)
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」(経済産業省 商務流通保安グループ編)に従って実施
検査の結果	記録のとおりであり、保安上、支障となるような異常は認められない。
検査を実施した者の氏名	ガス主任技術者 氏名 ○ ○ ○ ○ 印

ガス主任技術者の 指摘・改善指示の内容		
措置の内容		
措置完了確認日	ガス主任技術者 氏名	印

(様式-製1)

定期自主検査記録書（開放／非開放）

ガス事業者名	〇〇ガス（株）		定期自主検査日（今回）	平成 30年 5月 26日
事業所名	〇〇団地特定製造所		定期自主検査日（前回）	平成 年 月 日
ガス工作物の名称	気化装置（空温式以外）		運転時間	(設置後) _____ h
能力	100kg/h			(前回定期自主検査日以後) _____ h
最高使用圧力	1.8MPa		使用前検査合格日	平成 5年 3月 4日
対象期間		運転時間	故障による運転停止回数	記 事
1年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
2年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
3年目	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
累積	平成 年 月 日～平成 年 月 日			
構成要素	機器名称	検査項目	検査結果及び特記事項*1	
個別機器	気化装置	気化器本体	〈目視〉〈板厚〉〈探傷〉〈漏えい〉	内部開放実施。異常を認めず。(●○(株)、〇〇〇〇)
検査対象		検査項目	検査結果及び特記事項*1	
共通機器	防火設備		〈外観〉	異常を認めず。
	ガスの滞留防止		〈外観〉	異常を認めず。
	電気設備の防爆構造		〈外観〉	異常を認めず。
	火気設備との距離		〈距離〉	異常を認めず。
	静電気除去		〈外観〉〈測定〉	異常を認めず。(●○(株)、〇〇〇〇)
	構造（基礎）		〈外観〉〈測定〉	異常を認めず。(●○(株)、〇〇〇〇)
	計測装置等		〈外観〉〈精度〉	異常を認めず。(●○(株)、〇〇〇〇)
	誤操作防止		〈外観〉	異常を認めず。
	凍結防止措置		〈外観〉	異常を認めず。
	流出防止措置		〈外観〉〈作動〉	異常を認めず。(●○(株)、〇〇〇〇)
構成等		〈外観〉 精度	異常を認めず。液面計	
操作用電源停止時の措置		〈外観〉	異常を認めず。	
運転経過に関する記事		前回定期自主検査以降機器の故障による運転停止 有 ・ 無 (注)故障停止がある場合は、別紙に記載(停止日時、停止時間、状況・原因、対策等)を作成し、添付すること。		

*1：検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び検査を実施した者の氏名を記入する。

〈 _____ 〉：完了 ————：今回実施せず

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4又はA3とすること。
上記のとおり、定期自主検査結果を確認した。

平成 ○年 ○月 ○日
ガス主任技術者 ○〇〇〇 印

- 7.3 供給設備
- 7.3.1 (略)
- 7.3.2 (略)

(新設)

- 7.3 供給設備
- 7.3.1 (略)
- 7.3.2 (略)

(様式-1)

定期自主検査実施結果 (導管の記載例)

(略)	(略)
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」(経済産業省 商務流通保安グループ編)に従って実施
(略)	(略)

(様式-1)

定期自主検査実施結果 (導管の記載例)

(略)	(略)
検査の方法	「ガス工作物定期自主検査要領」(平成26年4月 経済産業省 商務流通保安グループ編)に従って実施
(略)	(略)